

再生医療等安全性確保法説明会（再生医療等提供計画関係）実施要領

1 目 的

平成26年11月25日再生医療等安全性確保法が施行され、医療機関が再生医療等を提供する際には再生医療等提供計画の提出が必要となった。

法施行日において再生医療等を提供している医療機関は、1年間は提供計画を提出せずに再生医療等を提供できるが、この経過措置は平成27年11月24日で終了することから、経過措置終了前に、

- ・提供計画を提出する必要性について認識してもらうことを徹底したい。
- ・提供計画の提出に係る必要な手続き等について正確に理解してもらうことを徹底したい。

これらを目的として説明会を開催する。

2 主 催 者

厚生労働省関東信越厚生局

3 開催日時

（1回目）平成27年8月25日（火）午後2時～4時

（2回目）平成27年8月27日（木）午後2時～4時 ※内容は1回目と同じ

4 開催場所

さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂（400名収容）

5 内 容 等

再生医療等安全性確保法に基づく必要な手続きのうち、

- ・再生医療等提供計画の提出に関すること

について、医事課再生医療等推進係から説明する。

6 対 象 者

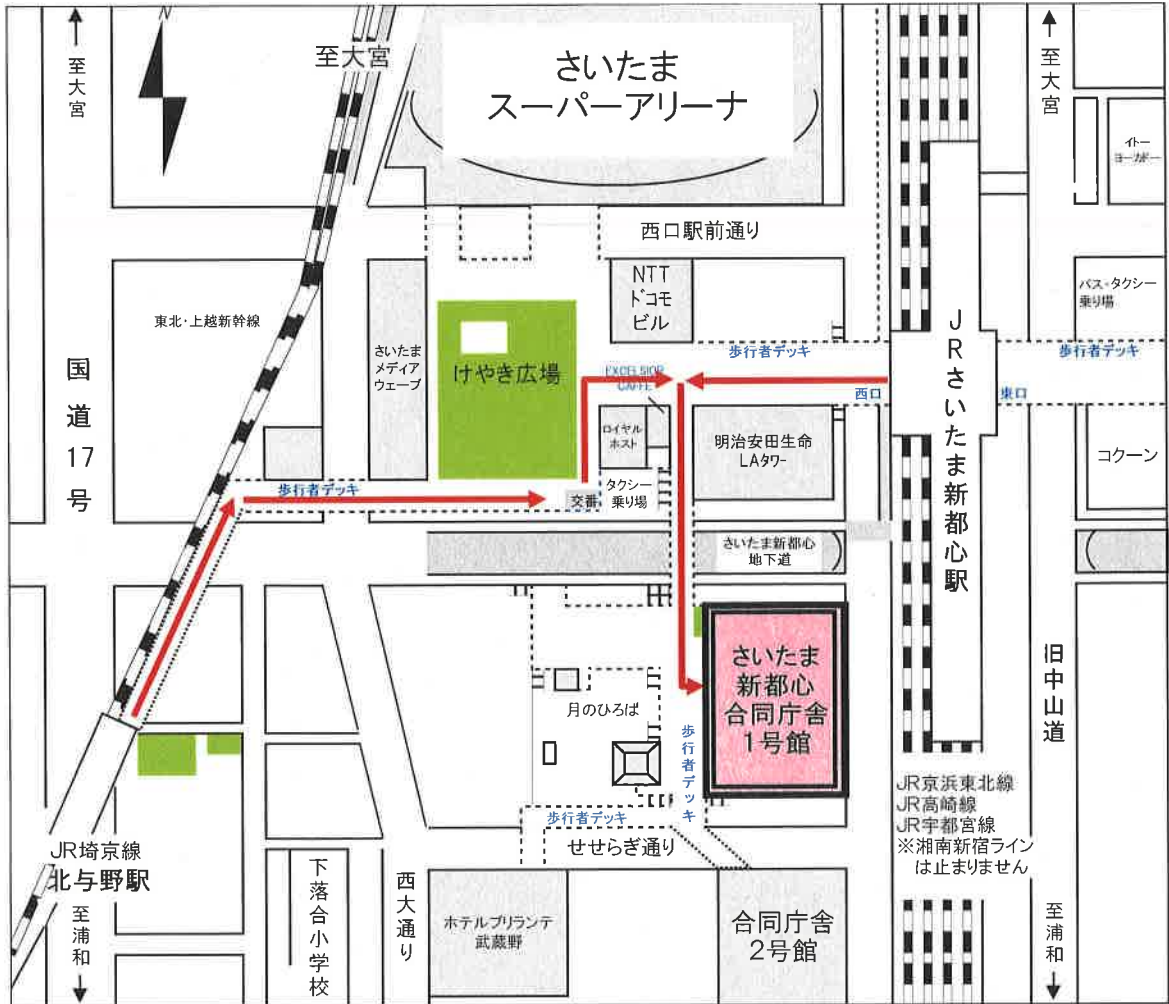
- ・再生医療等を提供している（しようとする）医療機関
- ・その他（再生医療等委員会を設置している（しようとする）医療機関、大学及び団体等、特定細胞加工物製造事業者）

7 参加者の申込み方法及び決定方法

当局HPへ開催案内と参加申込み自動受付システムを掲載する。参加希望者は自動受付システムにてに申込み。参加者の決定方法は、申込先着順とし、1回目、2回目に別収容人員に達し次第締め切る。なお、1回目と2回目の両方への申込みは不可。



【会場案内図】



【会場】 さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂

【交通】 JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」徒歩3分

※湘南新宿ラインは止まりませんのでご注意下さい。

JR埼京線「北与野駅」徒歩10分

